

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 19 日

各都道府県児童福祉主管課 御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のための児童扶養手当業務における
対応について（その 2）

日頃より、児童扶養手当制度の適切な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、令和 2 年 5 月 25 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づく緊急事態宣言が解除され、同日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）についても緊急事態宣言の解除を踏まえた改定が行われたところです。基本的対処方針においては、「新しい生活様式」の定着等を前提として一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされており、「移行期間における都道府県の対応について」（令和 2 年 5 月 25 日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）では、「移行期間については 5 月 25 日から 7 月 31 日までの約 2 か月間（感染の状況を見つつ延長することがあり得る。）とし、移行期間中において、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限の要請等について、6 月 1 日、6 月 19 日、7 月 10 日から、それぞれ段階的に緩和する」といった内容が示されています。

これまで緊急事態宣言下における児童扶養手当業務における対応については、別添「新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のための児童扶養手当業務における対応について」（令和 2 年 4 月 13 日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡。以下「令和 2 年 4 月 13 日付け事務連絡」という。）によりお示ししていたところですが、改めて、現下の状況における児童扶養手当業務における対応について下記のとおりお示ししますので、各都道府県におかれては、ご了知いただくとともに、管内市（指定都市、中核市及び特別区を含む。）町村に対し周知をお願いします。

記

1 児童扶養手当の認定請求における柔軟な対応について

児童扶養手当の認定請求（増額改定を含む。）への対応については、令和 2 年 4 月 13 日

付け事務連絡の1において、「必ずしも対面による手続きを前提とすることなく、郵送による受付を原則とする、対面による手続きを行う場合であっても認定に当たって直接必要な情報のみ対面で聴取し、その他の情報は後日電話等により聴取するなど、柔軟な対応をお願いしたい」旨をお示ししている。この点、現下の状況においても、引き続き地方自治体における組織的判断の下、引き続き、令和2年4月13日付け事務連絡を踏まえた対応を取っていただいで差し支えない。

2 児童扶養手当の現況届における柔軟な対応について

児童扶養手当の現況届についても、当該地域における感染状況や実施されている感染対策等を踏まえ、地方自治体における組織的判断の下、1に記載の認定請求における対応と同様に、柔軟な対応を行うことは差し支えないが、

- ・ かねてより児童扶養手当の現況届について特段の事情（受給者の傷病等や居住地が離島であることなど来庁することが著しく困難な場合）がない場合には対面による手続きを行っていただいていることの趣旨としては、「児童扶養手当の現況届等について」（平成28年6月16日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）においてお示ししているように、毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等を集中相談期間として設定し、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる体制を構築するためであり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けるひとり親家庭に対しては、現下の状況においてより一層こうした支援を行き届かせることが必要とされていること
- ・ 本年は、「ひとり親世帯臨時特別給付金の支給について」（令和2年6月17日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）等においてお示ししているように、ひとり親世帯臨時特別給付金の児童扶養手当受給世帯への追加給付について、児童扶養手当の現況届の時期に併せて申請を受け付け、収入が大きく減少しているとの申し出について簡易な方法で確認することが想定されていること

など、児童扶養手当受給者を取り巻く現下の状況等についても十分に踏まえられた上で、適切な対応をお願いしたい。

(照会先)
子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室 扶養手当係
TEL:03-5253-1111(内線 4889)
E-mail:bosjiritsusien@mhlw.go.jp